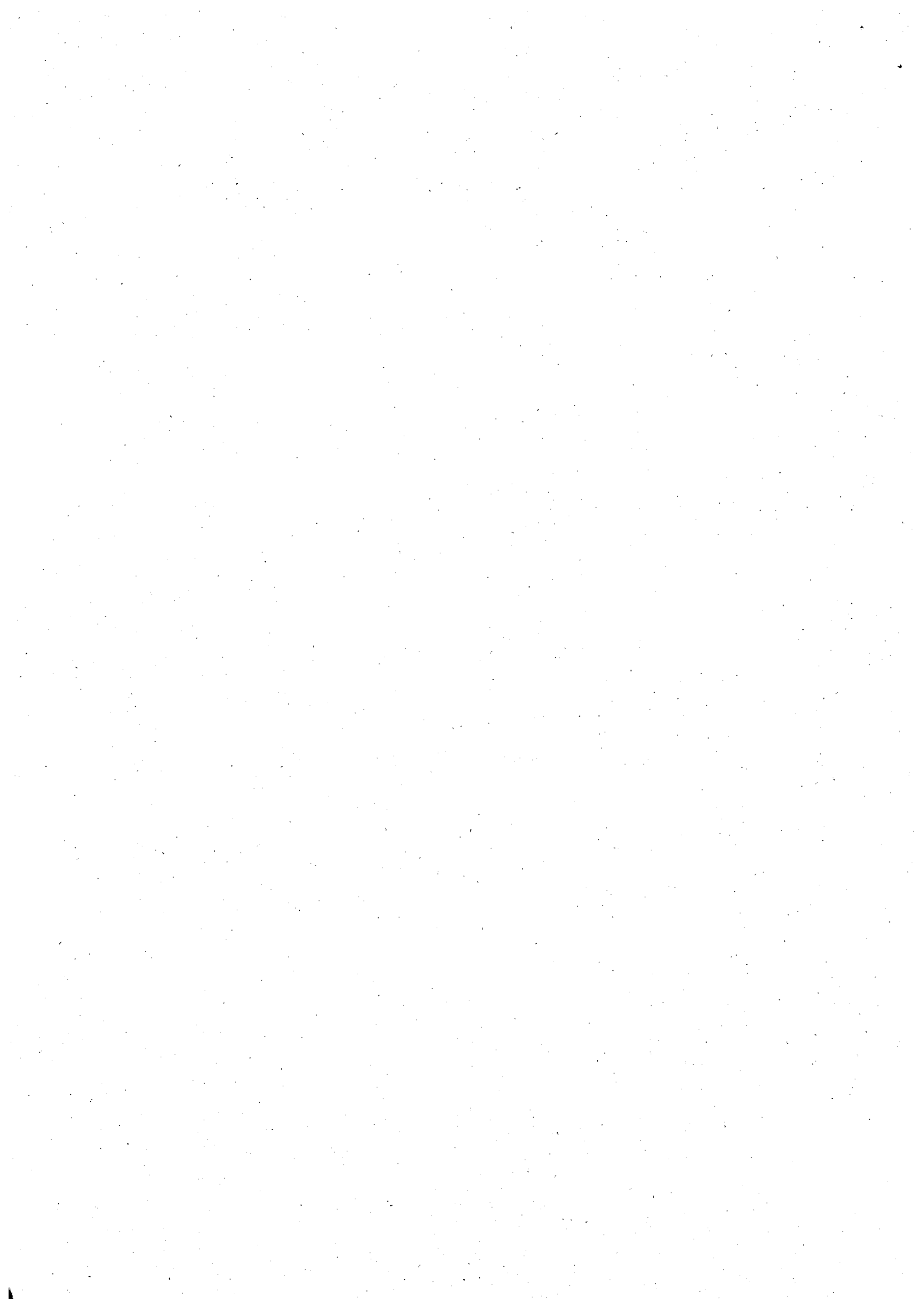


第73号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市松山町駐車場)

	ページ
1 施設の現況 . . . . .	1
2 指定の理由等 . . . . .	1
3 指定の期間 . . . . .	1
4 現行と新たな指定管理者 . . . . .	2
5 吸収分割のイメージ図 . . . . .	2
6 施設の概要 . . . . .	3



# 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市松山町駐車場)

## 1 施設の現況

施設名称：長崎市松山町駐車場

施設の所在地：長崎市松山町2番3号

指定期間：H28年1月1日～H32年3月31日

指定管理者：菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社

## 2 指定の理由等

現在の指定管理者である菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社が、平成30年6月19日の株主総会の承認を経て、平成30年7月1日付でMHIファシリティサービス株式会社に吸収分割されることになった。

したがって、会社法に基づく吸収分割契約によって、分割会社である菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社の権利義務は、承継会社であるMHIファシリティサービス株式会社に承継されるが、指定管理者の指定については、議会の議決を経て指定を行う必要がある。

この指定管理者については、次の理由により現在の指定管理者の承継会社であるMHIファシリティサービス株式会社を指定するもの。

- (1) MHIファシリティサービス株式会社は、会社法に基づく吸収分割契約によって、現在の指定管理者である菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社の権利義務を承継する承継会社であり、吸収分割後も指定管理者の要件である人的、物的体制を保つことができること。
- (2) 指定管理業務に関する従業員等の体制をそのまま引き継ぐことから、吸収分割後に円滑に指定管理業務を行うことができること。

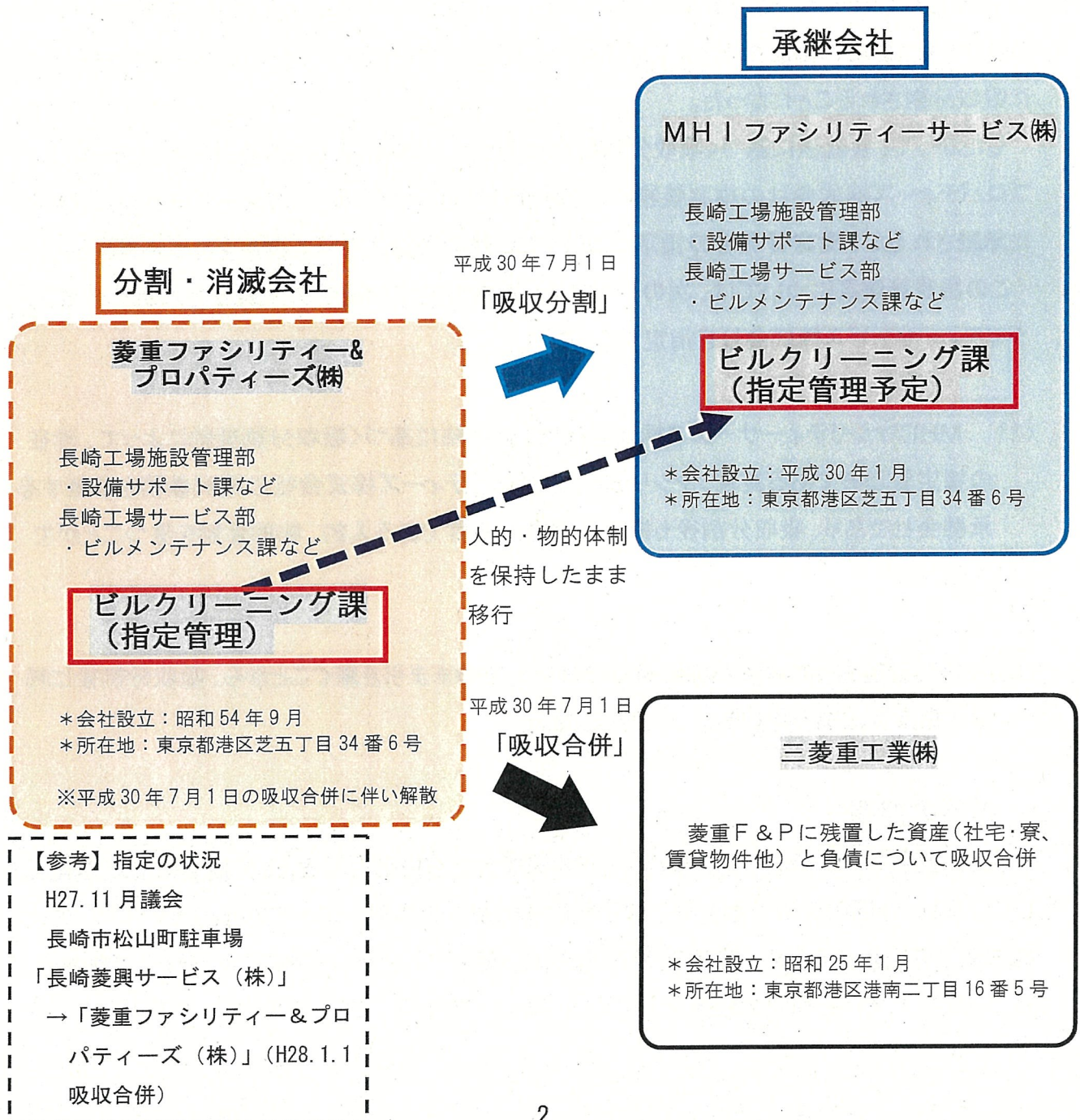
## 3 指定の期間

現在、菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社を指定管理者として期間を定めて指定しているが、今回の吸収分割契約によりその権利義務を承継するMHIファシリティサービス株式会社を指定するため、指定の期間は、現在、菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社が指定されている期間の残期間とする。(平成30年7月1日～平成32年3月31日)

#### 4 現行と新たな指定管理者

	現行(～H30.6.30)	吸収分割後(H30.7.1～)
会社名	菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社	MHIファシリティサービス株式会社
代表者	代表取締役 大久保 憲一	代表取締役 頼政 裕和
所在地	東京都港区芝五丁目 34 番 6 号	東京都港区芝五丁目 34 番 6 号
対象施設 指定期間	長崎市松山町駐車場 H28年1月1日～ <del>H32年3月31日</del> H30年6月30日	長崎市松山町駐車場 H30年7月1日～H32年3月31日 (残期間)

#### 5 吸収分割のイメージ図



## 6 施設の概要

施設の名称	長崎市松山町駐車場
施設の所在地	長崎市松山町 2 番 3 号
施設の概要	<p>(構造) 鉄筋コンクリート、地上広場式 (自走式) 地下 1 層 (自走式)</p> <p>(収容台数) 地上 普通車 42 台、バス 10 台 地下 普通車 246 台</p> <p>(駐車場面積) 9,300.88 m<sup>2</sup></p> <p>(竣工) 平成 9 年 9 月</p> <p>(供用開始日) 平成 9 年 11 月 3 日</p> <p>(入出庫時間) 地上部: 午前 0 時から午後 12 時まで (24 時間) 地下部: 午前 7 時 30 分から午後 10 時まで</p>
	<p>(位置図)</p> 